## 新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

	(注) アンターフィンを付した部分は、改正部分である。
改 正 後	改 正 前
第1編 国税通則法関係	第1編 国税通則法関係
第1章 総則	第1章 総則
	., , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
第75条((国税に関する処分についての不服申立て))関係	   第75条((国税に関する処分についての不服申立て))関係
(国税庁長官がした処分)	(国税庁長官がした処分)
<b>75—4</b> 法第75条第1項第2号に掲げる「処分」には、例えば、次の処分がこれに該当するこ	<b>75-4</b> 法第75条第1項第2号に掲げる「処分」には、例えば、次の処分がこれに該当するこ
とに留意する。	とに留意する。
(1) 納税地の指定(所得税法第18条第1項及び法人税法第18条第1項)	(1) 納税地の指定(所得税法第18条第1項及び法人税法第18条第1項)
(2) 国等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の承認申請に対する当該承認を	(2) 国等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の承認申請に対する当該承認を
しないことの決定及び承認の取消し(措置法第40条第1項ないし第3項)	しないことの決定及び承認の取消し(措置法第40条第1項ないし第3項)
(3) 航空機燃料税の納税地の特例承認の取消し(航空機燃料税法施行令第4条第2項)	(3) 航空機燃料税の納税地の特例承認の取消し(航空機燃料税法施行令第4条第2項)
(4) 特定の医療法人の法人税率の特例の承認申請に対する当該承認をしないことの決定及び	(4) 特定の医療法人の法人税率の特例の承認申請に対する当該承認をしないことの決定及び
承認の取消し(措置法第67条の2第1項及び第2項)	承認の取消し(措置法第67条の2第1項及び第2項)
(5) 通算制度の承認の申請に対する却下及び通算制度の取りやめの承認申請に対する却下	(5) 連結納税の承認の申請に対する却下並びに承認の取消し及び連結納税の取りやめの承認
(法人税法第64条の9第3項及び第64条の10第3項)	申請に対する却下(法人税法第4条の3第2項並びに第4条の5第1項及び第5項)
(In) Chair New York a New Allows of Asset As a New	